

研修限り

# 解体等工事における事前調査等について ～大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止対策の強化～

令和7年  
広島県環境県民局環境保全課

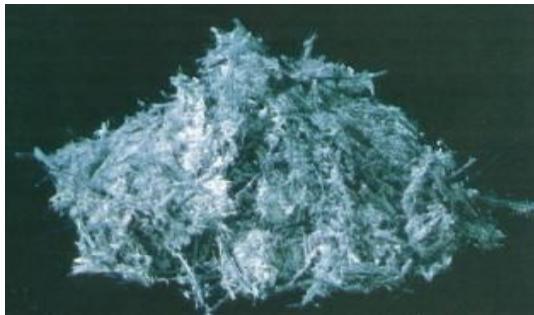


一部、環境省法改正説明資料を抜粋、加工して作成しています。

# 石綿（アスベスト）とは

- 石綿は天然に生成した極めて細い鉱物纖維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)



出典: THE ASBESTOS／せきめん読本(1996年日本石綿協会)

※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

# 改正後の解体等工事に係る規制概要

※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保溫材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)

※2 特定工事・特定粉じん排出等作業  
：特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・改造・補修作業

発注

＜凡例＞  
青枠：現行制度  
赤枠：改正

事前調査（特定建築材料※1の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）

特定建築材料なし

特定建築材料（レベル1～3）あり＝特定工事※2に該当

特定建築材料（レベル3のみ）あり

特定建築材料（レベル1・2）あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明（元請）（第18条の15第1項）

事前調査結果の

- ・記録の作成・保存（元請・自主施工者）（第18条の15第3項・第4項）
- ・都道府県知事への報告（元請・自主施工者）（第18条の15第6項）

報告義務違反  
虚偽報告  
第35条第4号

下請負人への説明（元請）（第18条の16第3項）

事前調査結果の掲示（元請・自主施工者）（第18条の15第5項）

都道府県知事への届出  
(発注者・自主施工者)  
(第18条の17)

届出義務違反  
(第34条第1項第1号)  
計画変更命令  
(第18条の18)  
命令違反  
(第33条の2第1項第2号)

解体等工事

特定粉じん排出等作業※2

除去等の措置・作業基準の遵守  
(元請・下請) (18条の19・18条の20)

除去等措置違反  
第34条第3号  
作業基準適合命令等  
(第18条の21)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

(元請・自主施工者) (第18条の23第1項・第2項)

作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存（元請）  
(第18条の23第1項)

命令違反  
(第33条の2第1項第2号)

# 事前調査結果の都道府県知事等への報告について

事前調査結果は都道府県知事等に報告する必要があります。

NEW

## □ 報告の対象（新規則第16条の11第1項）



**解体工事**  
床面積合計80m<sup>2</sup>以上



**建築物の改造・補修工事**  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)



**工作物※の解体・改造等工事**  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)  
※環境大臣が定めるものに限る

## □ 事前調査結果の報告対象工作物（令和2年環境省告示第77号）

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラーや圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）  
(R5.10.1～)

# 事前調査結果の都道府県知事等への報告について

## □ 報告の内容（新規則第16条の11第2項）

※令和4年4月1日から適用

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

事前調査結果の報告は原則として、「石綿調査結果報告システム」において行います。

事前調査報告システムの利用には、「GビズID」の登録が必要となります。



石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>



GビズID

<https://gbiz-id.go.jp>

※ 書面での事前調査結果報告書の様式、記載例は以下のサイトに掲載しています  
ecoひろしま～環境情報サイト～

5 届出書様式・記載要領、測定記録表 1) 大気汚染防止法>09 事前調査結果報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e1-gaiyo-gaiyo06-1.html>

# 事前調査の資格要件について

区分	建築物	工作物		特定工作物以外
		特定工作物*		
詳細な区分	—	1 反応槽 2 加熱炉 3 ボイラー 及び圧力容器 4 配管設備 5 焼却設備 7 貯蔵設備 8 発電設備 9 変電設備 10 配電設備 11 送電設備	6 煙突 12 トンネルの天井板 13 プラットホームの上家 14 遮音壁 15 軽量盛土保護パネル 16 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17 観光用エレベーターの昇降路の囲い (R5.10.1～)	塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業を伴う場合
調査実施者 (必要な知識を有する者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物石綿含有建材調査者</li> <li>R5.9.30以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li> </ul>	<b>工作物 石綿事前調査者</b>	建築物石綿含有建材調査者等 または 工作物石綿事前調査者	
施行日	R5.10.1～	<b>R8.1.1～</b>		

\*特定工作物：特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物  
(令和2年環境省告示第77号)

# 「必要な知識を有する者」になるには…

登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。

## ◆石綿総合情報ポータルサイト

top > 講習会情報

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

「石綿 ポータル」で検索 

### 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関数 : 128 機関 ※令和7年4月22日時点

建築物石綿含有建材調査者講習修了者数 : 250,805 人 ※令和7年6月末時点

#### 【建築物石綿含有建材調査者】

「工作物石綿事前調査者講習」の  
講習機関一覧も同じページから  
確認できます。

※申込方法等については、各講習実施  
機関へ問い合わせてください。

①各講習の受講資格、講義科目・時間等は下記よりご確認ください。

一般建築物石綿含有建材調査者講習 

特定建築物石綿含有建材調査者講習 

一戸建て等石綿含有建材調査者講習 

②建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問合せください。

複数エリア

北海道・東北エリア

関東・甲信越エリア

北陸・東海エリア

近畿エリア

中国・四国エリア

九州エリア

エリアごとの講習機関  
を確認できます。

#### 【登録講習機関一覧】

複数エリア

北陸・東海エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター (全国 (主要地域))

一般社団法人 環境科学対策センター

富 山: 一般社団法人 富山県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 富山県支部

# 事前調査結果の掲示について

元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、事前調査結果を掲示する必要があります。

## ＜掲示記載例＞

- A3サイズ以上
- 公衆に見やすいように掲示

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去を含む作業(届出対象特定工事)の記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告 <sup>注1)</sup> 、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。			
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業場			
届出先及び 届出年月日	○○労働基準監督署 広島県○○厚生環境事務所(支所)	令和○年○月○日 令和○年○月○日	発注者又は自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○開発㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○年○月○日 令和○年○月○日	住所 広島県○○市○○町○一〇
看板表示日		令和○年○月○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)
解体等工事期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日		住所 広島県○○市○○町○一〇
調査方法の概要(調査箇所) 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例) 1階機械室(改修等工事対象場所)			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) 【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他事項」を参照 1~4階 トイレ内P.S. 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他建材④⑤			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 除去・閉い込み・封じ込め・その他			
集じん・排気装置	機種・形式・設置数 排気能力(m <sup>3</sup> /min) 使用するフィルタの種類及びその集じん効率 使用する資材及びその種類 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法 備考:その他の条例等の届出年月日	・機種:集じん・排気装置 ・型式:○○-200 ・設置数:○台 ○○m <sup>3</sup> /min (1時間あたりの換気回数4回以上) HEPAフィルタ ・捕獲効率:99.97% ・粒子径:0.3μm ・潤滑用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ等 (例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 <sup>注2)</sup> (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する閉い込み工法 <sup>注2)</sup>	現場責任者氏名 連絡場所TEL ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境㈱ 氏名○○ ○○ 登録番号○○○○ 住所:広島県○○市○○町○一〇 分析を実施した者 ㈱○○環境分析センター 氏名○○ ○○ 登録番号○○○○ 住所:広島県○○市○○町○一〇 その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を示す。 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日施行)

注2) 封じ込め工法や閉い込み工法を行う場合の記載例

※県HP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-asbesto-kaitai-index.html>)  
に掲示様式を掲載していますので、ご活用ください。

## 大気汚染防止法の改正について

- ◆ 石綿総合情報ポータルサイト【厚生労働省HP】  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
- ◆ 改正大気汚染防止法について（令和2年）【環境省HP】  
[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)
- ◆ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省）  
[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)【環境省HP】
- ◆ 大気汚染防止法の改正による石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化について【広島県HP】  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

※改正法周知用チラシ・リーフレットを掲載しています

## フロン法の改正について

- ◆ 改正フロン法（フロン排出抑制法）の施行について【広島県HP】  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/r020401kaiseifuron.html>

※随時、情報を更新しますのでご確認ください。

# フロン排出抑制法による建物解体時の規制強化について

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により  
建物解体時の  
規制が強化されました。

2020年  
4月施行

フロン排出抑制法の  
対象となる機器  
業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの

店舗用エアコン ビル用  
マルチエアコン  
業務用冷蔵庫  
など

業務用冷蔵庫  
ショーケース  
など

## 建設・解体業者

### やるべきこと

- 1解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。  
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- 2フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)
- 3フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

## 工事の発注者



改正点  
フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

## 廃棄物・ リサイクル業者



改正点  
フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

違反した場合、  
50万円以下の罰金

## ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。



### 機器がある場合

フロン類が  
回収済み

方法②の場合

○工事発注者から  
フロン類の  
引取証明書の写しを  
もらいます。

フロン類が  
未回収

### 機器がない場合

機器がない場合でも、書面を保存してください!

- 方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。  
方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

- 充填回収業者から引取証明書の  
写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを  
必要部数用意します。

### 充填回収業者



フロン類を回収し、  
引取証明書を発行します。  
新規荷役に登録された第一種  
フロン類充填回収業者

引取  
証明書  
(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511(内線3711)



出典：環境省作成リーフレット「フロン排出抑制法リーフレット（建設・解体業者のみなさまへ）」

<https://www.env.go.jp/earth/furon/files/kensetsukaitaileaflet.pdf>

# フロン排出抑制法による機器廃棄時の規制強化について

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により  
フロン類の回収が確認できない機器の  
引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

## 対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき  
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

## 対象とならない機器



※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか?

A 主に以下の場合に引取りができます。

①引取証明書を受け取った場合

②自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか?

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。  
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか?

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に  
十分気をつけてください。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に  
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト



<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部署 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造基盤局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室 TEL:03-3501-1511(内線3711)



出典：環境省作成リーフレット「フロン排出抑制法リーフレット（廃棄物・リサイクル業者のみなさまへ）」  
<https://www.env.go.jp/earth/furon/files/recycleleaflet.pdf>



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

終